

令和 6 年 6 月守口市農業委員会総会

開催日時 令和 6 年 6 月 2 1 日 午後 2 時 0 0 分～

開催場所 守口市役所 1 階 市民会議室 1 0 5

出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③大倉 利文 ④大西 庄治
⑤木村 剛久 ⑥砂口 勝紀 ⑦辻本 恵美子 ⑧辻本 卓郎
⑨中東 郷美 ⑩西川 成美 ⑪橋本 徹 ⑫三島 雅子
⑬山崎 勝彦 ⑭山田 哲三

事務局 宇都宮、寺澤

閉会時間 午後 2 時 5 2 分

西口会長

若干、定刻前でございますけれども、委員の皆様にお集まりいただいてましたので、ただいまから令和 6 年 6 月の農業委員会総会を、ただいまから開催したいと思います。着座させていただきます。

事務局のほうで、皆さん手元のほうにも資料を配っていただいています。新聞紙上でも出てます、改正基本法が成立しましたということで、農業関係の新聞では 1 面のトップで、大文字で出ております、ということで、農政の憲法と呼ばれておりました、食料・農業・農村基本法の改正案が 5 月 2 9 日、参院で可決成立をいたしましたということで、制定から 2 5 年たちまして、初めての改正であります。食料不安や農業者の減少など農政課題が山積しております。その中で改正基本法の理念を迅速に、やっぱり政策に反映させなければなりませんということで、中でも、皆さん方、シビアにお感じでありますように、農業者の減少への対応、これはもう一刻も早く、争う事案でございます。効率的かつ安定的な農業経営、いわゆる担い手ですね。農業生産の相当部分を担っていただく方の、従来からそういうような方針を堅持しております、今回も堅持するという方針を出しております。

ということで、これからは食料・農業・農村基本法という、皆さん方がここをベースに回ってると思いますが、それを中心に農政のほうを展開してまいります。それを受けて、基本法のあれを受けまして、基本計画っていうのがあります。基本法を受けて、基本法を、政府のほうは、この 6 月の 1 2 日、食料安定供

給・農林水産、基本基盤強化本部の会合を開いて、農家の所得向上を重視した食料・農業・農村基本計画を改定する方針を決めたということで、岸田首相はこの夏から議論を始めたということで、農林大臣に指示をしているところです。ということで、基本法が改正されたと、それを受けて、今年度中にこの基本計画が策定されますよということでございます。

2点目は6月、7月、8月が農薬の安全使用月間ということで農業新聞なんかをお取りになっている方は、全紙広告で、農薬の安全使用を徹底しましょうということで出ております。その農薬を適正に使用しましょうということで、やっぱり三つの安全を必ず徹底しましょうということで、その三つというのは、農作物と実際散布される生産者、それとそれを含める環境、この三つの安全を必ず守ってやりましょうということで、風が吹いたら農薬が飛んでしまいますので、飛散といいますかドリフトといいますけども、風の日には農薬をやらないということで、農家の皆さんにも周知徹底を農業委員の皆様方からもよろしくお伝えいただければありがたいと思っております。ということで、6月、7月、8月は農薬が一番散布する時期であります。その月に合わせて、安全使用の徹底が言われております。

3点目は、新聞を見ておきますと、ジェンダーギャップ指数っていうのを御存じやと思いますけれども、日本は118位、G7の中でも最低やということが出てます。これ決められたのはスイスのシンクタンクの世界経済フォーラムで各国の男女平等順位づけをやりまして、今年は日本は118位、G7で最低やったということで、これは何もこれだけではありません。農業関係もやっぱりジェンダーギャップというのがありまして、幸いにも守口市の農業委員の皆さん方は女性がたくさん入っていただいておりますので、ジェンダーギャップは少ないと思いますけども、今後とも農業関係のジェンダーギャップを縮めるような形で進めていければなと思っております。

前段の挨拶事項はこれくらいで終わらせていただいて、それでは、事務局より、本日の欠席委員の報告をお願いいたします。

事務局

御報告申し上げます。本日、欠席届の出ている委員はいません。以上で報告を終わります。

西口会長

はい、ありがとうございます。定足数を満たしておりますので、本日の総会は成立します。

それでは、初めに農業委員会憲章を唱和したいと思いますので、会長職務代理の田中さんよろしくお願いします。あなたのいいように・・・座っていただいても、立ってもどっちでも。

《農業委員会憲章の唱和》

西口会長

ありがとうございます。

それでは、本日の署名委員は中東委員と西川委員です。よろしく願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

まず、挙手をいただきまして、その後、私のほうから指名させていただきます。毎回お願いしていますが、私は耳が大分、遠なってますんで、大きな声で分かるように質問をいただけるとありがたいと思います。

それでは、付議事案の説明を事務局からよろしく願いいたします。

事務局

はい。それでは、議案第1号「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」を御参照ください。

別紙資料は5枚ございます。両面印刷になっております。

現在、公表しております、令和5年度の目標は、昨年3月総会で承認を得て公表しているものでございます。

本日は、この目標に対して、点検及び評価を行うものです。

このことについては、大阪府環境農林水産部農政室長通知により、6月末までに点検・評価を行い、大阪府へ提出の上、公表するものとされております。

まず、1ページ目の農業委員会の状況については、令和5年度4月1日現在の各種統計等から見た現況を記載しております。

2ページ目から5ページ目までは、Ⅱ最適化活動の実施状況を記入しております。

6ページ目は、Ⅲ実務の実施状況を記入しております。

A3の横長2枚につきましては、委員の皆様から毎月回収させていただいております、記録簿を反映した内容となっております。

以上、公表資料としようとするものです。よろしくお願いいたしますします。

西口会長

説明が終わりました。

御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたしますします。

よろしいでしょうか。

はい。それでは、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。それでは、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、御参照ください。

届出農地の詳細は記載のとおりでございます。

今般は、無断転用に係るものでございます。令和6年5月2日付で届出があり、5月15日に受理通知書の発行を行ったものでございます。

農地法関係事務に係る処理基準についての第6の3（2）届出を受理しない場合には該当いたしません。

以上でございます。

西口会長

はい、説明が終わりました。

御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたしますします。

よろしいでしょうか。

なければ、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局から説明を求めます。お願いします。

事務局

はい、それでは、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、御参照をお願いいたします。届出農地の詳細は記載のとおりとなっております。

令和6年5月21日付で届出があり、5月28日に砂口委員による現地調査を行い、6月3日に受理通知書の発行を行ったもの

でございます。

こちらも同様に、農地法関係事務に係る処理基準について、第7の2の規定により、第6の3と同様に扱うため、第6の3の(2)届出を受理しない場合には該当しませんでした。

以上でございます。

西口会長

はい、説明が終わりました。

現地確認をお願いしました、砂口委員さん、御意見、補足がありましたら、お願いいたします。

砂口委員

現況は水稻をされています。それだけでした。

西口会長

はい、ありがとうございます。

御意見、御質問あれば承りたいと思います。

ないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、その他「宅地から農地への変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

本件は、令和6年5月21日に土地所有者より、農業委員会事務局の窓口にて相談があったものでございます。

主訴としましては、現在、地目は宅地であるが、野菜などを育てているため、農地への地目変更手続きをしたいとのことでした。

土地の所在地は寺方元町1丁目、面積は93平米、土地所有者の家屋の隣の土地となっております。

本件に類似する事例があるかどうかについて、大阪府農業会議や他市に問合せを行ったところ、3年3耕作を行っていることに基づいて、宅地から農地への変更を認めた事例があったとのことでした。また、面積による判断基準は、各市ともないとのことでした。

以上でございます。

西口会長

ありがとうございます。

事務局より説明がありました。

委員の皆さんで御意見があれば承りたいと思います。
どうぞ。

砂口委員

変更されたいという根拠は何ですか。

西口会長

はい。

事務局

現在、宅地として地目登録されておりますけれども、本人さんとしては、野菜などを育てて耕作しているので、農地として変更したいという御希望でございました。

また、農地変更、地目変更については、明確な基準というものは、今のところございませんで、先ほども申し上げたような形で、北河内としては、一定の基準として3年3耕作をしている場合に、認めた場合があるというまでにとどまっております。

西口会長

事務局から説明ありましたように、宅地から農地に転用っていうのは、申出が守口でも今までありまして、それは農地を認めようという方向で今までは結果は来てます。北河内協議会のほうでも、小面積の宅地が農地等変更したいという、その場合も認める方向で進んでいったというように聞いております。

はい、どうぞ。

砂口委員

そしたら、基準は決めるんですか。それを変更することについての根拠っていう、さっきの実例がね、3年というようなことをおっしゃってましたけども、これを判断するのに、何かそういう基準を決めるんですか。

事務局

おっしゃるとおり、何らかの基準を守口市の農業委員会のほうで持って、その上で判断されるっていうのが、今後のことも考えると適切かと考えております。

砂口委員

事務局の案は、何ですか。

事務局

事務局としましては、まだ現地も確認していただいていない状態でございますので、会長や担当委員さん、事務局を含めて現地を確認してヒアリングをした上で、次回の総会なりに報告させていただいて、より深い議論をしていただくっていう、今のところの計画を持っております。

西口会長

どうぞ。

砂口委員

でもね、これから、こんなことが、多分また出てくる可能性がありますわね。そしたら、一つの守口市農業委員会としての内規ではないですけど、そういうようなものをきちっと決めておかないと、認める認めないの判断が、基準が非常に難しくなってくるのかなと思いますから、その辺のところでお尋ねしただけです。

西口会長

はい。

事務局

砂口委員おっしゃるとおり、基準をお持ちになってもらって、今後のこともありますので、判断していくための内規等を作成するっていうのが、一番適切かと考えております。

田中委員

すみません。

西口会長

はい、どうぞ。

田中委員

宅地から畑にするとなったら、税金とかそういうのはどうなるんですか。

西口会長
はい。

事務局

今般、相談があった土地所有者の方も課税課に確認したところ、宅地から農地に変更した場合に、固定資産税が下がるということで確認を取られておりましたので、後に、地目変更されると課税は緩和されるというところでございます。

西口会長
はい、どうぞ。

木村委員

すみません、木村です。その、今、申請というか御相談されてる方は、ここ以外にも農地を持ってて耕作されてる方ですか。

西口会長
はい。

事務局

過去の農地台帳を確認したものの、所有は、農地の所有がなく、ここ以外の畑等を耕作されてる様子はないということです。

西口会長
はい、どうぞ。

砂口委員

農業者とか、そういう表現を使う場合がありますけど、その辺のそこはどうなんですか。

田中委員

家庭菜園と違う。

砂口委員

いや、今そういうことじゃない。

それなんかも言えば、対象になる可能性ありますね。

田中委員

何条やった。3条でした。

西口会長

事務局、何かあったら。

事務局

いえ、今については何もないです。

大西委員

今のケースは恐らく、宅地の税金、大根やら菜っ葉しか作っていないのに、宅地の税金払ってるのもったいないなって、農地転用の逆のケースをできるんちゃうんかいうて、恐らく質問されたと思うんですけども、ケースによっては認めた事例があるというようなことと、特に、面積の要件もないし、3年3耕作ですか、何かそういう、基本的なガイドラインがあるんですかね。それで、守口市でも出てこないとも限らないと思うんです。宅地というか農地というか、活用どないしたらいいかなと。取りあえず、今ないし、しばらく農業というか野菜でも、米でもいいんですけども作れるようにして、作ろうかというような方が出てこんとも限りませんので、事務局のほうでそういう事例を、府のほうでもあったということですんで、どんなケースで認められてたとか、そういうのを例として教えていただくことは、調べていただくことはできませんでしょうか。

西口会長

はい、事務局、お願いします。

事務局

一定の判断材料といいますか、アドバイスを教示いただくために、大阪府農業会議のほうに問い合わせさせていただいたところ、法的な根拠等はないということで、一定の北河内の職員協議会とかの話し合いの中で3年3耕作を基に認めたケースがあるということのみにとどまっているというところなんです。事例を調べたところで、ここまでしか調べ切れなかったところでございます。

はい、以上です。

大西委員

ただ、今は宅地の税金を払ってて、農地になったら、若干、税金安くなりますね。じゃ、これ生産緑地にしようかと、仮に認めてね。なれば当然、農業委員会にかかってくるわけですから、税金払う方にとっては物すごく大きな違いが出てくるわけですから、ある程度の基準というか、それもいろいろ農政によって変わるかも分かりませんが、決めていただくか、あるいは、大阪府、北河内ではそうですけれども、他府県のケースでもあれば、情報を取って、漠然としたもので結構ですけれども、用意をしておくほうがいいんじゃないかと思いますけど。

西口会長

はい。

事務局

はい、大西委員、おっしゃるとおり、これを、税金を緩和する、軽減するための農地転用等、今後も出てくる可能性がありますというところで、先ほど、生産緑地については、平米数がこの案件では足りないというところがございますし、守口市の特殊な例としましては、市街化区域であって、広い農地がなかなかないと。今後も宅地であったり雑種地が500平米以上あって、農地に変わる可能性は極めて低い。また、大阪府の農業会議に問い合わせさせてもらったところ、南のほう、農業、農地が広いところですね。市によっては、もっとこのぐらいの93平米ぐらいですと、狭過ぎて認められないケースも多いと想定されると。

ただ、この平米数を農地とみなすかというのは、市の状況によって全然違ってくるので、やはり一概に参考事例などをお示しすることができなかったという現状でございます。

男性委員

すみません。

西口会長

・・・委員。

男性委員

もともと宅地じゃなしに田であっても、今までであれば生産緑地300平米ですけども、以下であれば、宅地並み課税じゃない

んですか。

西口会長

はい。

事務局

はい。私どもで所管しているわけではないんですけれども、参考までに課税課に話を伺ったところ、宅地並み課税は宅地並み課税なんですけれども、その表現が宅地と同様に課税されているということではなくて、宅地並みの計算式をもって税率を算出するんですけれども、およそ、ほとんどの農地は宅地よりも、かなり緩和されるという現状があるということ確認をさせていただきました。

男性委員

もう一点、私どもの家の近くで、もともと自宅が建ってて、亡くなられて、その自宅を壊して、今、畑としてやってられますね。これは多分、今、事例もないということですから、そのまま宅地並み、宅地のままだと思うんですよね。

今回、この事例を認めていくと、そういったものが今後どんどんどんどん出てくるんじゃないかなという気がするんですけれども、本当に家庭菜園レベルです。せいぜい20個もないかな。だけでも、ちゃんと何年も何年も野菜を作っておられる。この、次回・・・するんでしょうけども、今後こういったものも出てくるんじゃないという。これを農業として認めるんかいうたら、うーんと、もともと家やったところを亡くなられて、自宅を壊してそこを畑として使ってますという事例が具体的にあります。

砂口委員

よろしいですか。農地として認めるとか認めないとか、現況農地だから農地として認定しようと。これは現況で判断することは、私は可能だと思います。面積要件とかいうのは、今おっしゃったように、市街化区域ですから、その辺をちょっと狭くして、緑地空間を求めるということ、法的からしても可能かなというふうに思いますけどもね。

一旦ね、私はそれを持っておられる、また、耕作される方が、農業従事者であるのかないのかっていう、その辺のところをどう捉えていくのか。農業されてるから、家庭菜園でもされてるから、

農業従事者ですよという判断になるのか、ならないのかというのは、そんなことをもう全てやっておられるから、農業従事者ですねっていう認定がこれ可能なのかなというふうに思う。ただ、今、これから先ずっと、退職されて時間ができたからたくさんいろんな農地をしたいという方が増えてきていると思いますけどもね。それは、ちょっとした土地を購入して畑をしようと。そういうこともあるだろうし、そうすると、これもみんな一緒にたに同じことであるのかなと。ここの線引きはどっかでしておかないと、守口は畑さえその形状さえすれば、みんな畑になるんですよ。だから、現況の部分とそれから耕作者の部分と、そこに関を設けるのもいかなものかなと思うんですけども、きっちりそこは整理しておかないと、いろんなケースが出てきたときに、混乱してなかなか前に進まなくなるんじゃないかなと思うんですけどね。

男性委員

今、言われましたように、一旦、その事例をつくってしまうと、今後、どんどんどれくらい出てくるか予測しとかないと、どんどん出てきたときに、・・・できへんと思います。

砂口委員

遡ってどれくらいとか・・・できないしね。

男性委員

固定資産税課ともよく連携しないとあかんやろうね。そのような事例がどのくらいのものか。市の財政にも影響するぐらいやと思いますし。

砂口委員

家庭菜園のように、さっきおっしゃってたように、空き地のところを耕して畑されてる人ってたくさんありますよ。全部出てきますよ話としてね。例えば、面積要件の時、何ぼかにしようかなっていう話の部分で縛りかけるのか。それとも、本来の農業従事者であった人が、畑として農業をされると。税の恩恵を受けるということの本来の目的を、農業を守っていこうと、農業を続けていただく方について、その形をしようということです。この逆をする内容であって、そうするとちょっと本来の趣旨と違うかなと思ってね。

男性委員

あ、そうや、忘れてた。すみません。ほかの事例で、私ども、隣の家が同じように畑やおられるんですけども、300平米ないんで、生産緑地の申請は受けてないんです。多分、あれ田だと思う、の申請なので、固定資産税の恵みは多分受けてるんだろうと思いますけども。

砂口委員

いや、分かりませんで。

男性委員

ああ、そうかな。

砂口委員

田であってもね、現況は見に行ってみて確認しなければ、それも、雑種地になってると思います。宅地並み課税になってると思います。だから、今いう、先ほどのその話であれば、その区域の地図を多分持っておられると思いますので、そこに載ってなかったら宅地並みです。

男性委員

ああ、載ってない。

砂口委員

だから、認めてないと思う。

男性委員

いや、だけど、宅地並みでも、先ほど言われたように、ある程度減免してるやつについては載ってないです。我々持ってる地図には。

砂口委員

いや、どうでしょう。あれには。

男性委員

生産緑地とか、そんなんしか載ってないんじゃないかな。

砂口委員

営農だけが載ってるっていうわけじゃないでしょう。頂いてる地図はどうか。あれ営農だけが載ってるんですか。

事務局

お渡しさしていただいている地図は、農地台帳に載っている農地を全て記載させていただいているということです。はい、畑や田んぼやっていうところです。

男性委員

ということは、地目がそのままであれば載ってるということですか。

事務局

現況に基づいている部分もありますので。

男性委員

そこで、きちっと整合性を図られてることですよね。

事務局

そうですね。はい。

男性委員

多分、宅地いうか、登記上の地目が田とか畑とかになってて、宅地課税、生産緑地には申請はしてないというケースは、ずっと農地できてるといふかね畑で来てる場合は、固定資産税は、若干というか半分か4分の1ぐらいになってると思います。それを農地転用すると、一遍に当然上がりますわね。

西口会長

はい。

事務局

毎年、年に1回、課税台帳と農地台帳のマッチングというのを図っておりますので、課税課のほうで現地確認をさせてもらって、現況が宅地であれば、そういった登録をしていますので、それを農地台帳システムに反映する形で、法務局に届け出ていない農地のままになってる、でも、現況宅地であるという土地については、

もう宅地とみなして記載させていただいて、お渡ししている地図等からは省いております。

ただ、減免は受けておられない様子でございます。

砂口委員

普通は、受けられへんわな。

結局あれでしょう、生産緑地の申請をしないで、農業をしても、宅地並み課税というのは、2分の1課税でしょう。そういうことですね。だから、それは農地であったというあれでしょうね・・・。

事務局

先ほどの、砂口委員のおっしゃるとおりかと現状思います。事務局としましては、本日、こういった形で報告させていただきましたので、土地所有者の方とまた、土地についても、まだ現地確認できていない状況になりますので、会長と今回は担当委員が橋本委員なんですけども、と事務局のほうで一旦現地を確認させていただいて、所有者の方とお話しさせていただいて、ヒアリングさせていただいた後に、報告また来月の総会で報告という形で、いかがでしょうか。

加えてですね、土地所有者の方から正式にまだ申請というものを受け付けておりませんで、窓口で相談があった。そこにとどまるかなという認識をしております。

田中委員

その宅地というのは、すみません、ちょっと聞き取れなかったんですけど、面積が広いんですかね。

事務局

面積が93平米で、寺方元町1丁目に所在する家屋の隣にある土地です。

砂口委員

従来何か利用してはった、そこ聞いとかなあかんで。地目変更して宅地になってると。

事務局

はい。

砂口委員

一旦、宅地にしはったと。それを利用しておられて、たまたま空いて耕作してるから変えたっていう言い方してきてはるのかなと、今の話の流れからそういうふうに思うんですね。この辺のところはね、ちょっと事情が、意味が違うのかなと私は思うのでね。自分でしようとして、宅地に地目変更して利用しておって、利用しなくなったから今度変えますねんっていうのは、ちょっとどうかなというふうに思いますけどね。これは私の意見です。

男性委員

いずれにしても、このままずっと話しとっても推論になるんで、来週見ていただいたときに、我々も、場所は我々も見れませんので、周りの環境というところでどんなところでやってられるのか確認できたらなと思うんです。情報はできるだけ多いほうがいい。判断するのに。

砂口委員

基準、決めなあかな。

男性委員

90平米言うてましたか。90平米って十坪。

事務局

3. 3平米で1坪なんで、30坪ちょっとないぐらい。

男性委員

そこでね、見に行かせていただきましてね、ほんならこれで結構ですっていう判断を取るっていうのは、なかなかちょっと難しいです。そないしたら、さっきも言わはるように、全てを認めなあかんようになってくる。ほんな皆、税制がどうやねんこうやねん、もう税金対策で農地にしはるだけになってくる。これ。

男性委員

腹の内はその話や。

男性委員

申請で出してきた時点でになるんですけど、その時点というより、今、この話あった時点で、きちっと守口は大体こんなもんや

と。例えば、田舎に行けば2反持ってなあかんねんとか言われるところがあるんで、そこで、はい、確認しましたって帰ってくるわけにもいきませんからね。

砂口委員

例えば、ここで言うたら3年という縛りがあったいの、ここ何年間はやはらという。その辺なんかも一つの判断材料になるやろうし、それはその基準を。

男性委員

そう、そやから、今回、これを認めて・・・しまえば。

砂口委員

現状、見てきていただくしかしゃあないんちゃいますか。

男性委員

認めてしまえば、これが基準になってしまう。

砂口委員

そうそう。

男性委員

すみません。先ほどの、北河内の3年3耕作で認められたっていう事例の面積ってどれぐらいあるんですか。北河内いうても広いから。

事務局

門真市が例示いただいたんですけど、ちょっと面積値まで聞けていないんです、すみません。

男性委員

すみません、併せて、その事例があるのであれば、それが先ほどこから言われているように、もともと農業従事者なのか、それによっても随分判断変わってくると思うんですね。いや、たまたま、何もないけど空いたから家庭菜園やります。もともとほかにもあって、ここは宅地として一旦使ってたけども農地に、ずっと作ってるので、という申請とはちょっと違うように思うので。その辺のもう少し的確な情報を、事例の情報をいただいたら、判断なる

と思います。

事務局

今、皆さん意見をおっしゃっていただけてますように、一度可能なところに、もう一度この事案についての詳細を確認させていただいて、面積と過去からの経緯、それと今回、会長、橋本委員にもちょっと現状を見に行っていていただく。そこで判断していただくというのではなくて、現状を見ていただいて、次回の農業委員会のほうでそれを踏まえて協議していただけたらありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

砂口委員

結局、これで基準を決めるとなれば、北河内で一番に決めなあかんことですか。ということは、府下でないという話であれば、府下でも、一番最初の前例になるわけですね。だから、十分、腹据えて考えていかんと。

市街化区域やから、うちはもう、緑地が求められてますから全部オープンですわというわけには、ちょっといかんと思いますから。

事務局

会長、いかがさせてもらいましょう。

西口会長

どないしよう。

田中委員

それで、今、90坪って言い合ったけど、もっと大きな土地で、工場か何かやったんが宅地であかんから、じゃあ農地じゃほかの人ね、じゃあちょっと畑したいなっていう、全然新しい人がそれをやりたいって言ったときに、やっぱり土地を買って賃貸か買うかそれはちょっと分からないですけども、その耕作をするために買ったならまるっきり条例が変わってきますよね。3条の何かで。本当にその道具があるんかどうか、それも調べなあかんってくるから、小さいところをその許可していいのか。でも、うちの近所でも昔地主さんが古い家出はって、狭いからどうしようもないからって言ってその人は農家やからそこをやってはるんで、私も見てるんですけど。それが普通の人買って畑しはったら、そ

れはどうなんのかなと思ったりするんですけど。小さい大小かわらずどうでしょうか。どうなんでしょう。

土地を買って一般の人が農業するとなったら、変わってくるでしょう法令が。

砂口委員

それが宅地であれば売買できますやんか。宅地であればね悪い考え方したらね、宅地であってさっきも言ったように工場は買い取ったと。それを全部農地にして耕作します。だから、これを農地として認めてくださいっていう話が出てくる可能性がある。

田中委員

そうそう、そうそう。

砂口委員

所有者は全然関係ない。だから、所有者である人の規定をしておかなければ、農業者でも何でもなし。そしたら今の貸し農園とかあんなとこだってね、今後大きな広大な土地を買ってね、そこは全部農地になってね、全部認定受けてやってるという、こんなことにもなりかねませんわね。

田中委員

うん、それはおかしい。

砂口委員

十分、いや、だから、考えておかないと、と思います。

西口会長

議長がこの辺まとめていかなあかんですけど、ちょっと私も分からんところがありまして。要は、農業委員会で全く農業関係ない人が農地として認めてほしいという申請が出てるということ。それで、農業委員会としては、面積の問題もありますけども、九十何平米、農業委員会としては認めるか認めないか判断っていったらどういうこととなります。

男性委員

ただ、税金対策だけでそういうふうな手続を取ってきはる人が増えてしまうと、どうもこうもいかへんってなるんじゃないかな

と。そやから、ある程度の基準としては、大きさが無理なんであれば、ということであるのか。それとも、前例がって、今、言うてくれてはる門真であったり、北河内、大阪府がどういう経緯でそういうふうにしはったかっていうのを資料として持っていて、今回の分を全て写真撮って、こういうふうに落として見てもらって、その人の経緯とかいろいろなものを一度ここに持ってきて、話をしてもいいんじゃないかなと。だから、経緯としては守口だけが決めるんじゃないくて、もともと決めてたところがあるんやったら、一度そこのやつを参考にするのも一つかなと思います。

西口会長

難しい判断ですけど今、農水省のほうも、半農半×っていうのがありますね。農業でない人が農業をやってる、それも農業者と認めようと農水省はそんなような時代。全く農業関係ない人が農地を借りてやるのを、それも農業と認めるっていう方向が出てますし、そのような判断が出てる中で、守口の農業委員会として、九十何平米のあれが農地として認めてほしいという申請来たら、農業委員会としてどう判断されるかですね。

私は今までの経過も見ながら、その後の状況も見ながら、ちゃんと家庭菜園ではなしに、農業として野菜作りをちゃんと全うされるかどうかの経過を見ていただいて、農業委員会としては認める方向でお考えいただければ、私としてはありがたいなと思ってます。農業に入ってくるのあかんという理由は僕は何もないと思う。

事務局

はい、すみません。先ほども言いましたように、まだこれ、申請として出てきてるわけではございません。申請として出てきましたら、先ほど砂口委員さんのほうもおっしゃっていただいているように、マルであろうがペケであろうがある程度基準を決めないと、ペケにする理由も必要になってきますのでここで議論していただくことになると思う。今の段階ではまだ申請じゃなくて相談ということでここにかけさせていただいておりますので、その辺のほう御理解をお願いしたいと思います。

男性委員

申請あったら・・・見に行きますか。

事務局

よろしくお願いします。取りあえずヒアリングから。

男性委員

申請は必ず出されるってことですね。
まだ全然分からない。

事務局

今、現時点では相談の段階ですので、今後農地台帳の記載の申請出されるかは、まだ未定という形で。多分、今度現地調査行かれたときにそういった質問も受けるかと思います。

男性委員

申請出すって言わはったら、とめられへん。

男性委員

申請出るまでに何か基準が決まっておれば、その判断をしますけど。

男性委員

そしたら確固たるやっぱり根拠持っとかなあかん。

事務局

会長、そうしましたら一旦、今月の総会は現地調査後の来月の報告を申し上げるというところで終結ということによろしいですか。

西口会長

はい。

事務局

会長、すみません。よろしいですか。

そうしましたら、次回、総会の日程ですが、令和6年7月22日、月曜日、午後2時から、この会場、105号室に開催予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

西口会長

はい、ありがとうございます。

木村委員

すみません。閉会ということですがけれども、ちょっと御報告だけさせていただきます。

先日6月10日に、都市農業研究会の事業でもあります、小学校の給食への玉ねぎの給食を出しました。そのときに、翌日、守口小学校で給食の試食会を開催をさせていただいて、生産者の方、また、西口会長にもお越しをいただきましてありがとうございます。

子供たちが守口で作った野菜を本当においしく食べてました。また、農家さんにいろいろと御質問等されたというふうにも聞いてますし、子供たちが本当に守口で作った野菜をおいしそうに食べてたということの御報告をさせていただきたいなと思います。

また、今後もジャガイモ等もありますけれども、またその折、また試食会ありましたら、御案内させていただいて、皆様にも守口の野菜がどんな感じで活用されてるのかっていうのを知っていただけたらなというふうに思いますので、御報告とさせていただきます。

御協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

西口会長

ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員